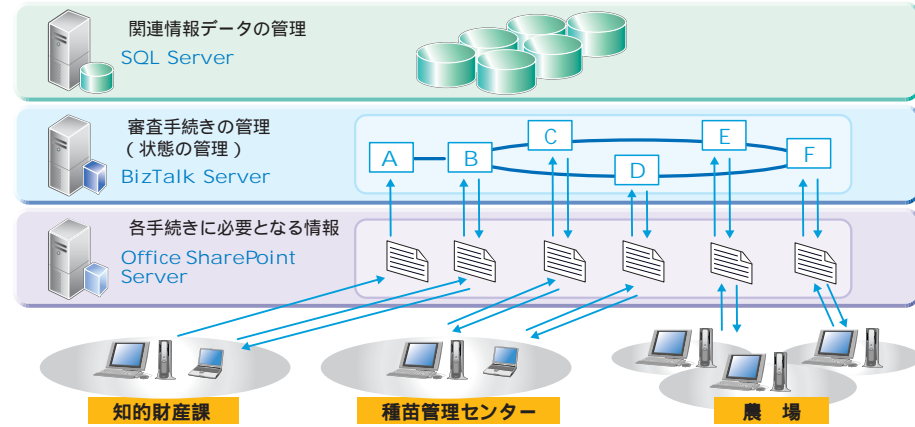


農林水産省

農林水産大臣 / 石破 茂
東京都千代田区霞が関1-2-1
http://www.maff.go.jp/

農林水産省は、農業、畜産業、林業、水産業をはじめ、食糧の安全で安定した供給、農村の振興などを所管している。知的財産課は、その担当業務のひとつである、植物版特許と言われる「種苗法」に関わる各種出願の審査、登録に対応し、植物新品種の育成者の権利を保護する役割を担っている。

図:業務フローを管理するためのシステム(VIPS)



審査期間の短縮に向けて

新品種の品種登録出願に対する審査は、農林水産省知的財産課の主要な業務のひとつであるが、政府による知的財産戦略が進む中、これまで審査に平均約3.2年かかっていた植物新品種の出願から登録までの期間を、2.5年に短縮する重要課題を抱えていた。

審査の手続きは、農業関係者や種苗業者からの出願書類の申請により開始されるが、その後の栽培試験などの審査の手続きを経て、新たな品種として登録されるまでには数年を要するケースもある。その間の情報管理は基本的に手作業と紙ベースで行われていて、作業が煩雑になりがちで、審査の進捗状況を掴みにくいという問題があった。

審査工程の中には、農作物を実際に育てる栽培試験など短縮できない手続きもあるが、それ以外の事務手続きについては、紙ベースから電子ドキュメントへ、また手作業から統合されたシステムへと切り替えることで、期間を短縮できる余地があると判断。システム化が決定した。

審査官は担当業務を瞬時に確認できる

知的財産課ではインテックの提案を

“植物版特許”の迅速化、効率化を実現

農林水産省 知的財産課では、品種登録迅速化総合電子化システム(Variety registration data Integrated Portal System:以下VIPS)を構築した。これは「種苗法」に基づき、植物新品種の登録と育成者の権利を管理する業務を迅速にするのが狙いで、品種登録業務の効率化などを図っている。

採用し、ドキュメントの電子化と、業務フローを管理するためのシステム(VIPS)を構築した。

VIPSでは、審査工程のワークフロー管理や出願書類の電子文書管理を実現するために、Microsoft Office SharePoint ServerとBizTalk Serverを、また各種データを管理するためにSQL Serverを活用している。(図参照)

システムを利用する審査官は、各出願に関する最新の状況や自分が担当する業務を瞬時に確認できる。また、知的財産課、種苗管理センター、そして農場の各担当者は、これまで紙ベースで送られていた各種出願書類を、Web画面から必要に応じてダウンロードすることができるようになった。

審査全体の進捗状況を常に把握

VIPSの導入効果として、最初に審査状況を把握できるメリットがあげられる。情報の共有化を促進し、進行中の審査の件数や遅れがあるかどうかなど出願状況を即時に掴み、対応すべき業務を審査官が明確に把握できるようになった。

また、ワークフロー機能により、各担当者はVIPS画面から自分の名前で検索した結果に従うだけで、業務フローに沿った作業手順を遂行することが可能

となった。各審査段階で自分が処理した書類を次に誰に渡すかなど煩雑な業務手順を考えなくても済み、審査業務により集中できるようになった。このように、審査状況の把握とワークフロー機能の実現によって、審査工程の停止や遅れを最小限に抑え、全体の作業期間を短縮したのである。

コスト削減や作業の効率化も実現

一方、経費削減という面でも、VIPSは大きな効果をあげている。これまで出願資料は、正本1部を知的財産課に保管、副本を審査官や種苗管理センターに送るといった紙ベースでの運用だったが、今回のシステム化でシステム上からPDFとしてダウンロードできるようになった。これにより、コピーや郵送費用が不要となり、資料の受け渡しの作業が軽減しただけでなく、資料を探す職員の手間も大幅に減った。担当者は、このような単純事務作業から解放されることで、より付加価値の高い業務に時間を割くことができるようになったのである。

今後は、また利用の少ない電子出願を推進することによって、さらなる業務の効率化やスピード化を図り、審査期間の短縮とともに育成者権保護体制の確立を目指す。



農林水産省 生産局 知的財産課 種苗審査室 審査官 宮本 英彦氏

これまで紙ベースの手作業中心だった品種登録業務が、VIPSの構築によって審査状況や各審査官の担当業務の把握が容易に行えるようになり、スムーズに進行するようになりました。今後は、電子出願を推進することによって、さらなる業務効率化とスピード化の実現を目指しています。欧州では、1回の新品種の出願で、自国だけでなく複数国にわたる権利保護が可能ですが、アジアではまだこのような制度が確立されていません。日本で開発された新品種が、海外で無断栽培され、逆輸入されるという事件も発生しています。今後、VIPSがアジア全体の品種保護制度の中核システムに育ち、日本がこの分野でのアジアのリーダーという位置付けになればと願っています。